

# 令和5年第9回農業委員会定例総会議事録

<b>開催年月日</b>	令和5年10月3日(火)		
<b>場 所</b>	大潟村役場二階『特別会議室』		
<b>時 間</b>	午前9時00分～9時38分		
<b>出席委員</b>	大 島 和 夫 会 長 北 村 雅 幸 委 員 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 佐 藤 友 能 委 員 椎 川 健 一 委 員	小 林 信 之 職 務 代 理 者 渡 邊 琢 磨 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 松 橋 良 子 委 員 土 井 博 文 委 員	
<b>出席した事務局職員</b>	澤 井 公 子 局 長 佐 藤 文 美 主 事	佐 藤 真 悟 主 任 武 田 聖 子 事 務 補 助	
<b>議事日程</b>	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第32号】 農用地利用集積計画案(令和5年第9号)の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第33号】 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の一部を変更する基本構想(案)の諮問に対し、意見を求める件について 【報告第1号】 令和5年度秋田県農業委員会大会における政策提案について 【報告第2号】 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について 5. 閉 会		

審議内容 局長	只今から、令和5年第9回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>10月に入り、あれだけ暑かった夏も終わり朝夕過ごしやすくなりました。稲刈りもかなり終えられている方がいると思いますが、品質数量はあまり芳しくない話が聞こえてきます。2年連続厳しい状況の中価格はいくらか上がっておりますが、経費等も上がっておりますので経営は厳しい状況と思われれます。そんな中で色々工夫しながらやっていければなと思っております。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>8月8日ホテルメトロポリタン秋田に於いて、令和5年度秋田中央地区農業委員会会長会臨時総会が開催されております。八郎潟町と五城目町の農業委員会会長が交代されたので、それぞれの役割分担をするために開催されました。</p> <p>8月10日役場に於いて、新米祭り実行委員会に出席しております。10月1日に開催致しました。</p> <p>8月25日ホテルメトロポリタン秋田に於いて、第6回(一社)秋田県農業会議臨時総会に出席しております。これも改選によるもので県北地区の大館市・北秋田市・小坂町等会長が交代されたため県の役割を決めております。その中で北秋田市の会長は農業委員15期45年会長10期30年県副会長8期24年務め全国農業会議所からの表彰もうけておりましたが今回年齢的な理由で勇退されております。</p> <p>9月12日秋田県生涯学習センターに於いて、令和5年度中央地区会長、職務代理者、事務局長会議に出席いたしました。</p> <p>9月19日役場に於いて、大潟村経営・生産対策推進会議に出席いたしました。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p><b>【議事録署名委員】</b> 12番 土井博文委員 13番 椎川健一委員</p>

会 長	議案第32号「農用地利用集積計画案(令和5年第9号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	本案件は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
佐藤主事	整理番号5-148経営の効率化により、畑1筆1,319㎡、対価総額4,500,000円の所有権移転です。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小林職務代理	こちらの農地は昨年購入した農地ですか。
佐藤主事	いえ、以前から所有しているほうの農地です。
	休 憩 9:03 再 開 9:04
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第32号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

<p>会 長</p>	<p>議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の一部を変更する基本構想(案)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の一部を変更する基本構想(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>議案33号基本構想の概要についてご説明致します。</p> <p>(基本構想の概要について資料の朗読)</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは認定農業者の申請計画の基となるもので、5年ごとに見直していくこととされております。内容についての補足ですが、目標の農業所得は専従者給与控除前の金額を表すものであります。</p> <p>以上が基本構想の概要についてでございます。</p> <p>次に基本構想の一部を変更する基本構想(案)の概要についてご説明致します。今回基本構想を変更する理由ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に統廃合されたことと、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日付けで一部改正され、これにともない県の基本方針が令和5年6月29日付けで改正され市町村においては、これまでの「人・農地プラン」としていたものが「地域計画」として法令化となったことなどの記載事項等の変更を行うものです。主なる変更点として3点をあげております。1点目として5年経過による見直しとなりますが、現状に合わせた文言と農業経営指標に乾燥調整設備を追記しております。農家個人での米の収出荷米や販売等多様化してきている現状がありますので追記いたしました。大潟村農業の今後の方向として飛躍と持続を可能にする農業・水田稲作農業の新たなチャレンジ・大潟村発知識集約型農業の展開の3つの視野から今後の農業振興を検討する。といたしました。2点目として農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正による見直しとなります。農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に統廃合されたことにより文言の削除致しま</p>

	<p>した。3点目は農業経営基盤強化促進法の改正によるもので、「人・農地プラン」としていたものが「地域計画」となりました。一般的には地域を区域ごとに分割して10年後の在り方などを協議するとありますが、大潟村は区域を分割せず、村内全域を一つの区域として取り扱います。</p> <p>(基本構想(案)について改正後箇所読み上げ)</p> <p>今回の基本構想の変更について経営・生産対策推進会議を開催し検討をしていただいた時に、経営面積が少ない農家は水稲単作で基本構想の目標に届かないと今現在認定農業者に認められないということになる。今後10年20年先においては経営面積のばらつきが見込まれると思う。今回ではないが、平均経営面積より少ない経営者を今後どのように支援していくか考え見直していく必要があるのではないかとご意見を頂いております。</p> <p>以上でございます。</p>
局長	<p>資料2の農業経営基盤強化法の一部改正による見直しにより基本構想を変更しておりますが、法改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画と名称が変更となっており、今まで農地中間管理機構を入れず賃貸借や売買もできていたのですが、今後すべてに於いて農地中間管理機構を介して行うこととなりました。改正法は施行されておりますが、経過措置として2年間の猶予がもうけられております。秋田県農業公社としては来年度より全県一斉に始めたいということです。ただ詳細についてはまだ説明がありませんので、詳細が明らかになり次第委員の方々には研修会等もうけて周知してまいりたいと思っております。</p>
会長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
土井委員	<p>基本構想(案)7ページの個別経営体ですが、5年前とは変わってませんが現状とあっているのかなという思いもあります。意見ですので返答はいりません。</p>
会長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
委員各位	<p>なし。</p>

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第33号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いた
会 長	報告第1号「令和5年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」事務局より報告願います。
局 長	報告第1号令和5年度秋田県農業委員会大会における政策提案ですが、前回全員協議会で審議していただいたもので内容は変えておりません。
会 長	報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について」事務局より報告願います。
局 長	報告第2号は200㎡以下の農地転用です。 (報告第2号に基づき説明。) これは農水省が戦略的スマート農業技術の実証事業を打ち出したことによるもので、タマネギ生産量の拡大に向け、遠隔営農支援の取り組みを行います。データ駆動型で生産性向上や省力化、リスクの軽減を実現するためのプロジェクトで、栽培管理データをとるために無線基地局を設置しアクセス柱等を立てるための一時転用です。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。